サンビスカス沖縄サッカースクール規約

第1条（名称）
・　本スクールは、サンビスカス沖縄サッカースクール（以下当スクール）と称し、一般社団法人サンビスカス沖縄が運営をするものとします。
第2条（所在地）
・　当スクールは事務局を一般社団法人サンビスカス沖縄クラブハウス（沖縄市宮里3丁目39-21-701）内におきます。
第3条（目的）
・　当スクールは、専任コーチ制による一貫指導により、サッカー及び運動競技全般の技術向上及び普及に務めると共に、スポーツを通して心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。
第4条（構成）
・　当スクールは、幼児クラス（4才～6才）、小学校低学年クラス（小学校1年生～3年生）、小学校高学年クラス（小学校4年生～6年生）、なでしこクラス（女性のみの小学1年生～中学3年生）の4種類のクラスで構成します。
第5条（入会資格及び手続き）
・　当スクールに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、当スクールが入会に適すると認めた者とします。又、親権者の許可を条件とし、所定の入会申込用紙及び誓約書に必要事項を記入捺印し、提出する事とします。
第6条（会費等）
1.　当スクールでは、クラブ年会費、スクール月会費を納めスクールを受講するものとします。
2.　スクールに参加する者は、クラブ年会費、月会費等を所定の期日迄に納入するものとします。一旦納入した各費用は、いかなる場合もお返しいたしません。
3.　スクール生が年度を越えて継続を希望する場合には、年度毎にクラブ年会費を支払うものとします。翌年度の年会費は、毎年3月分月会費の引き落とし日に合わせて引き落としを行うものとします。
第7条（費用支払方法）
1.　本規約に基づく会費の支払い方法は、クラブ年会費及び初月月会費、ウェアなどの備品代は原則振込とし、振込手数料はお客様が負担するものとします。（希望の方は領収書を準備致します）
2.　初月以降の月会費の支払い方法は、原則として毎月口座引き落としで行ない、引き落とし手数料（税込 162 円）はお客様が負担するものとします。（希望の方は領収書を準備致します）
3.　口座をお持ちでいない方は毎月スクール開始日までに振込みにて支払いを行うものとします。（月会費の一括での支払いは原則できないものとします。）
4.　残高不足などの理由により引き落としができなかった場合、事務局からご連絡後、指定の日までに指定の金融機関への振込をするものとし、振込手数料はお客様が負担するものとします。
第8条（遵守事項）
・　スクール生は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとします。
第9条（活動期間）
・　当スクールの活動期間は、原（則として毎年4月から翌年3月末までの1年間とします。週1コースのスクール回数は、原則として週1日（年間35日）　とします。週2コースは週2日（年間70日以上）、週3コースは週3日（年間105日以上）、とする。また、年間実施日数に足りない場合の代替については、極力振替日を設けることとしますが、その決定及び日程調整は、当スクールに一任するものとします。
第10条（活動会場）
・　当スクールでは、各スクール校で会場を定めておりますが、会場の状況や天候などの理由により会場を変更する場合もあるものとします。特に野球チームのキャンプなどの理由により所定の場所が利用できない場合、代替え会場にて活動を行うものとします。
第11条（活動時間）
・　当スクールでは、各会場、各クラスにおいて活動時間を定めておりますが、会場の状況や天候などの理由により前後する場合もあるものとする。その際、指導員は所定の時間まで会場にて帰宅の対応をするものとします。
第12条（活動の中止）
・　当スクールでは、天候（台風、雷など）や会場の都合によりスクールが開催できない場合は、スクールを中止する場合があるものとする。その他、不審者や災害などクスクール生の安全が確保できないと判断をした場合は、クラブの安全基準に基づきスクールを中止とする場合があるものとします。
第13条（届出事項の変更）
・　スクール生は、当スクールに届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、遅滞なく当スクールに届け出るものとします。尚、前途の届出がないため当スクールからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものと見なし、当スクールは責任を負わないものとします。
第14条（入会）
・　入会は原則として必要書類の提出、必要会費の納入後、事務局より入会手続き完了のご連絡をいたします。事務局より指定した日を受講開始日とします。
第15条（退会）
1.　スクール生が、自身の都合により退会する場合は、所定の届出用紙により退会を希望する月の前月20日までに当スクールに退会届を提出し、当スクールの承認を得るものとします。

2. 退会を希望する月の前月20日までに退会届を提出されていない退会希望者は、退会希望月の月会費を支払うものとします。
3. 退会した会員が同年度内に再入会する場合、再入会手数料として2000円（消費税含む）を支払うものとします。

第16条（休会）
1. 休会は、基本的にケガや病気、入院など身体的理由などによるものとし、自己都合（帰省や旅行など）での休会は認めないものとします。その他の理由についてはご相談ください。
2. 休会を希望するものは、休会を希望する月の前月20日までに提出するものとし、休会届を提出されていない休会希望者は、スクールの参加の有無に関わらず休会希望月の月会費を支払うものとします。ただし、前月21日から前月末日までに当スクール活動中の負傷により休会する場合はこの限りではありません。
3. 休会は3ヶ月まで行えるものとするが、3カ月を越える場合は退会の手続きをするものとします。

第17条（更新手続き）
・ 当スクールは、年度ごとに更新をするものとし、更新は自動で行うものとする。更新を希望しない場合は、通常の退会手続きと同様に、退会を希望する月の前月20日までに退会届けを提出するものとする。

第18条（保険）
・ スクール生は入会と共にスポーツ安全障害保険に加入となります。加入手続きは当スクールが行い、保険料負担は当スクールが負うものとします。傷害事故の場合における補償は加入する保険会社の約款通りとなります。

第19条（負傷時の処置）
・ スクール生が練習時または試合時に負傷してしまった場合には当スクールが応急処置を施します。ただし、その後の治療、入院、通院等については各家庭で責任をもって行うものとし、当スクールは責任を負わないものとします。またトレーニング内容などのクレームも一切、受け付けないものとします。

第20条（除名）
・ スクール生（親権者を含む）が、次の事項等に該当するとき、その他当スクールが会員として不適格と判断したものに対し、当スクールより除名することができるものとします。
1. 本規約に違反したとき又は違反したと判断したとき
2. スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき
3. お引き落としによる月会費のお支払いが残高不足等により3回滞納したとき
4. 月会費を滞納し、事務局から指定された日までにお支払いが確認されないとき

第21条（休講・閉鎖）
・ 当スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他当クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとします。

第22条（免責）
・ スクール生は、当スクールにおける盗難、傷害その他の事故について、当スクールに対し何ら損害賠償を求めないものとし、当スクールは賠償しないものとします。

第23条（付則）
・ 当スクールは必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。尚、本規約の変更について当スクールより変更内容通知後又は、新会員規約を送付後にスクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなします。

第24条（発効）
・ 本規約は、2014年4月1日より発効するものとします。

第25条（改正）
・ 2014年11月1日
・ 2015年1月9日
・ 2016年1月27日
・ 2017年4月1日
・ 2017年12月20日
・ 2018年3月1日
・ 2018年9月1日
・ 2019年4月1日
・ 2019年7月1日